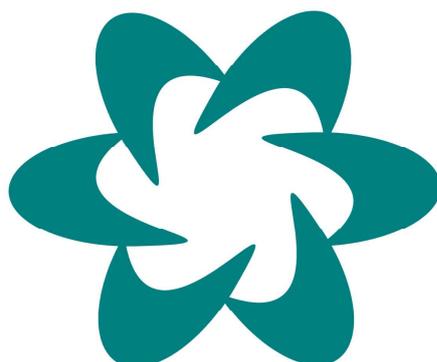


# 対馬市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



## 1 プログラムの目的

平成24年以降、全国各地で登下校中の児童生徒が被害に遭う事故が相次いで発生しています。このことを受け、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、緊急合同点検を実施するなど、通学路における交通安全を早期に確保する取組を行うこととされました。この取組に基づいて、対馬市においても、平成24年7月から、教育委員会、各小学校、警察署、道路管理者等の関係機関と連携し、通学路の緊急合同点検を行い、必要な対策等を協議し、現地にあった対策を講じているところであります。

この取組を進める中で、平成27年9月からは、関係機関の連携体制を構築し、更に通学路の安全確保に向けた取組を計画的かつ継続的に行うことを目的として、「対馬市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるよう、関係機関が連携して通学路の安全確保を図ってまいります。

## 2 対馬市通学路安全対策推進協議会について

関係機関の連携を図り、通学路の安全確保に向けた取組を効果的に行うため、以下をメンバーとする「対馬市通学路安全対策推進協議会」を設置する。

本会議では、「各学校が実施する通学路安全点検の結果」「道路管理者の対策実施状況」等、必要に応じて協議・情報交換・合同点検等を実施し、本プログラムに基づいた通学路の安全確保に向けた対策を講じていく。

(1) 構成機関は、以下のとおりとする。

長崎県

- ・対馬振興局 建設部道路課（国・県道 道路管理者）

警察

- ・対馬南警察署 交通課
- ・対馬北警察署 交通課

対馬市

- ・対馬市教育委員会 学校教育課（各学校、PTA等）
- ・対馬市 建設部 管理課（市道 道路管理者）
- ・対馬市 中対馬振興部 地域振興課（市道 道路管理者）
- ・対馬市 上対馬振興部 北部建設事務所（市道 道路管理者）

\*各学校・PTAおよび地域の調整は対馬市教育委員会学校教育課を窓口とする。

(2) 本推進協議会は、構成機関の各課長及び実務担当者等で構成し、議長は対馬市教育委員会学校教育課長が務める。

(3) 議長は、必要に応じて本推進協議会を招集する。

(4) 本推進協議会の事務局は、刈馬市教育委員会学校教育課に置く。

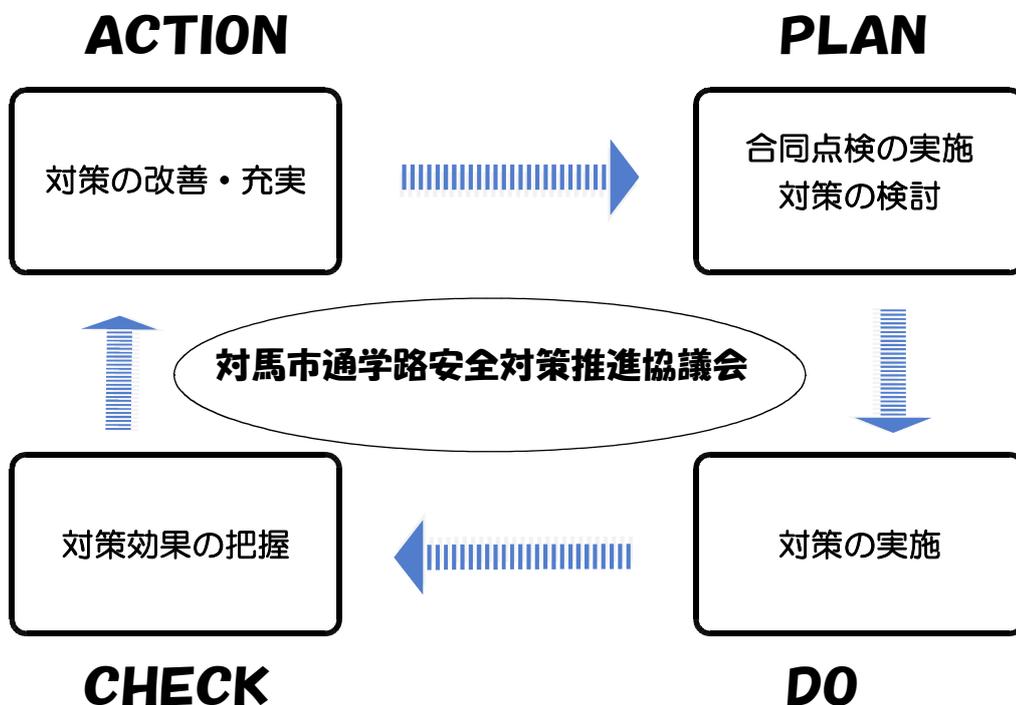
### 3 取組方針について

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を行い、対策実施後の効果等を検証するとともに、地域の実態に即した必要な対策の改善・充実を行う。

これらの取組をPDCAサイクルとして実践し、通学路の安全性の更なる向上を図る。

#### 【刈馬市通学路安全確保のPDCAサイクル】



## (2) 合同点検（PLAN）

### ①合同点検の実施について

市内の各小学校で毎年実施する通学路の点検等において、危険箇所が指摘された場合、それに基づいて必要に応じて関係各機関により合同点検を実施する。

### ②合同点検の体制

合同点検は、推進協議会の構成機関（依頼小学校、教育委員会、警察、道路管理者）とその他必要と思われる者（PTA、地域住民等）が参加して点検を行う。

## (3) 対策の検討（PLAN）

合同点検の結果により、明らかになった対策必要箇所は、箇所ごとに、歩道整備や防護柵の設置などのハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等、対策必要箇所に応じて具体的な実施策を検討する。

## (4) 対策の実施（DO）

抽出箇所の具体的な実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

## (5) 対策効果の把握（CHECK）

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等については、その対策効果を学校（PTAや地域も含む）関係者からの聞き取り調査等により把握する。

## (6) 対策の改善・充実（ACTION）

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善や充実を図る。

## 4 対象とする通学路と情報の共有について

### (1) 対象とする通学路

本プログラムで対象とする通学路は、児童が登下校で使用する道路及び各小学校が指定する通学路とする。（学校から0km圏内等の規定は設けない）

### (2) 情報の共有について

依頼小学校ごとの点検結果や対策内容等について、各関係者間で情報の共有を図る。（関係各機関による一覧表の作成等）

平成27年12月1日作成